

USPTO、特許証の複製の送付を選択制に移行

2026年2月25日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、赤木

USPTOは、2月6日、電子特許証（eGrant）発行時において全件に自動的に発行・送付されていた特許証の複製（courtesy ceremonial copy：特許証の儀礼的な写し）について、希望者のみに送付する選択制（Opt-In方式）に変更する旨を、3月17日付予定の公示¹に先行して通知した²。

USPTOは、2023年4月から特許証の発行を電子化し³、これまでに100万件を超える電子特許証（eGrant）を発行してきた⁴。特許証の複製は、公印やUSPTO長官による署名など、紙媒体での特許証の名残を有する儀礼的なものとしてこれまで全件について送付されてきた。今般、効率化・コスト低減などを目的として、特許証の複製は、希望者のみへの送付に変更されることとなる。USPTOは、このOpt-In方式への移行により、印刷・郵送費の削減が見込まれ、年間約250万ドルのコスト削減につながる旨を説明している。

USPTOによれば、本年3月9日以降に特許発行手数料の納付があった特許権について、特許証の複製の自動送付が廃止されることとなる。

ただし、特許発行手数料の納付時に同複製の送付を希望することにより、引き続き1通は無料で受領することが可能である。また、暫定措置として、特許発行手数料納付の際に送付を希望できなくとも、6月9日までに電子メールで対象の特許番号の記載と併せて申請することにより、特許証の複製を受領することが可能とされている。

なお、上述の公示において、特許証の複製はあくまで儀礼的なものに過ぎず、法的に有効な特許証は「Patent Center」から確認・入手可能な電子特許証（eGrant）である旨が説明されている。

（以上）

¹ New Opt-In Process for Ceremonial Copies of Patent Grants

² Opt-in option for courtesy ceremonial copies of eGrants

³ https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnnews/us/2023/20230306.pdf

⁴ USPTOによる100万件目のeGrant発行（2025年12月30日）